

八王子市高齢者見守りシール事業実施要綱

平成29年4月1日施行

平成31年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者見守りシール事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、八王子市認知症 SOS ネットワーク事業の一環として、在宅で生活していて、認知症等の理由により、行方不明になる恐れのある高齢者（以下「在宅認知症高齢者」という。）とその家族等に対し、高齢者見守りシール事業（以下「事業」という。）を実施することにより、身元不明等の事故を防止し、及びその家族等の精神的負担の軽減に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) シール 在宅認知症高齢者が行方不明になったときに、発見者から直接家族等に通報ができるよう、フリーダイヤル及び個人 ID を記載したシール
- (2) 事業者 公益的な事業として、転送サーバーの運用により、個人情報保護したうえで、シールの情報から発見者と家族等の電話連絡を行う事業及び、携帯アプリの運用により、行方不明となった高齢者の家族等が当該高齢者の捜索を行う事業を実施している法人

(実施主体)

第4条 事業の実施主体は、八王子市とする。

(委託)

第5条 事業の実施について、利用者の決定及び費用負担の有無の決定を除き、適切な事業運営が可能であると認められる事業者に委託することができる。

(利用対象者)

第6条 利用対象者は、次のとおりとする。

- (1) 本市に住所を有し、在宅で生活していて、認知症等の理由により行方不明になる恐れのある、65歳以上の高齢者又はその家族等
- (2) その他市長が必要と認める者

(利用の申請・決定)

第7条 事業を利用しようとする者は、八王子市高齢者見守りシール（新規・変更）登録届（様式第1号。以下「登録届」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、登録届の提出があったときは、その内容を審査の上、サービス利用の可否を決定し、八王子市高齢者見守りシール利用決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により事業の利用を決定したときは、その旨を、事業者に対して、八王子市高齢者見守りシール事業依頼書（様式第3号）により通知しなければならない。

(申請内容の変更)

第8条 前条第2項の規定により事業利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、申請内容に変更があったときは、登録届により速やかに市長に届け出なければならない。

(費用の負担等)

第9条 次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める者の負担とする。

- (1) 登録料 市
 - (2) 月額基本料（生活保護受給者） 市
 - (3) 月額基本料（生活保護受給者以外） 利用者
- 2 基本料については、利用開始日が属する月の翌月から発生し、一年間の徴収とする。
 - 3 利用期間中に利用廃止が決定された場合、基本料についての日割り等の按分及び返還は行わない。

(利用開始)

第10条 事業の利用の開始については、次のとおりとする。

- (1) 事業者からシール及び納入通知書が届いた段階で利用開始とする。なお、シールについては、利用開始時に事業者が利用者へ定まった枚数を交付し、再発行は行わない。

- (2) 利用期間はシールが届いた月から翌年の同月末までとする。
- (3) 基本料の支払いについては、シール及び納入通知書が届いた日から、20日以内に振り込むものとし、振り込みがなされない場合には、利用を停止する場合があるものとする。

(利用更新)

第11条 事業者は、利用期間満了月の前月末までに、利用者に対して、納入通知書を送付し、利用者が基本料の支払いをすることで、利用の更新となる。なお、費用の支払いについては、前条第3号の規定に準ずる。

(利用の辞退)

第12条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を八王子市高齢者見守りシール廃止届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

- (1) 心身状態の変化等により、行方不明になる恐れがなくなったとき。
- (2) 転出したとき。
- (3) 老人福祉施設等への入所又は病院に長期入院となったとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) その他の理由により事業の利用を辞退するとき。

(利用の取り消し)

第13条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の利用決定を取り消すことができる。

- (1) 前条の要件に該当する届出があったとき。
- (2) 虚偽の申請によって利用を決定したとき。
- (3) その他市長が利用の必要がないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により事業の利用を取り消したときは、利用者及び事業者にその旨を八王子市高齢者見守りシール事業利用廃止通知書（様式第5号）により通知しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。